三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行

第1条～第11条　省略

別表第1（第2条関係）　省略

別表第2（第3条―第6条関係）

計画区域	（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）	（オ）	（カ）	（キ）		
	計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の高さの最高限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離の最低限度		
							(a)	(b)	(c)
省略									
つつじが丘地区整備計画区域	戸建住宅地区	1　戸建住宅 2　戸建住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） （1）　事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内	180平方メートル			軒の高さは7メートル			

改正案

第1条～第11条　省略

別表第1（第2条関係）　省略

別表第2（第3条―第6条関係）

計画区域	（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）	（オ）	（カ）	（キ）		
	計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の高さの最高限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離の最低限度		
							(a)	(b)	(c)
省略									
つつじが丘地区整備計画区域	戸建住宅地区	1　戸建住宅 2　戸建住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） （1）　事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内	180平方メートル			軒の高さは7メートル			

		に設けて業務を運営するものを除く。） (2)　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3)　美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用するものを除く。） (4)　下宿 (5)　神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3　幼稚園 4　町内会等の一定の地区の住民を対象とし、当該地区内住民の社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供するための公民館、集会所その他これらに類する施設 5　老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6　巡査派出所、							

		に設けて業務を運営するものを除く。） (2)　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3)　美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用するものを除く。） (4)　下宿 (5)　神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3　幼稚園 4　町内会等の一定の地区の住民を対象とし、当該地区内住民の社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供するための公民館、集会所その他これらに類する施設 5　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6　巡査派出所、							

		公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 7 前各項の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)							
	沿道利便地区	1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、次の各号のいずれかに掲げる用途に供する部分の面積が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (1) 物品の販売を主たる目的とする店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店 (2) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 (3) 理髪店、	同上			10メートル(軒の高さは7メートル)	計画図に示す道路Aに面する外壁等の面から敷地境界線までの距離	2メートル	

		公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 7 前各項の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)							
	沿道利便地区	1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、次の各号のいずれかに掲げる用途に供する部分の面積が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (1) 物品の販売を主たる目的とする店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店 (2) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 (3) 理髪店、	同上			10メートル(軒の高さは7メートル)	計画図に示す道路Aに面する外壁等の面から敷地境界線までの距離	2メートル	

		美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4)　洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） （5）　自家販売のために食品製造業、食品加工業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）							

		美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4)　洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） （5）　自家販売のために食品製造業、食品加工業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）							

		(6)　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7)　美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が、0.75キロワット以下のものに限る。） 2　戸建住宅で前項に掲げる用途を兼ねるもの 3　公益上必要な建築物 4　前各項の建築物に附属するもの（畜舎を除く。）							
	センター地区	省略							
省略									

備考　省略

		(6)　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7)　美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が、0.75キロワット以下のものに限る。） 2　戸建住宅で前項に掲げる用途を兼ねるもの 3　戸建住宅 4　公益上必要な建築物 5　前各項の建築物に附属するもの（畜舎を除く。）							
	センター地区	省略							
省略									

備考　省略